

磯島校区コミュニティ協議会会則（改定）

(名称) 第1条	本会は、磯島校区コミュニティ協議会(以下「本会」という)という。
(事務所) 第2条	本会の事務所は、会長宅に置く。
(目的) 第3条	本会は、磯島校区における「住みよい町づくり」を目指し、地域主体として「町づくり」を担う組織である。そのための校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区の地域自治の発展と福祉の増進を目指すことを目的とする。
(組織) 第4条	(1)本会は、前条の目的を達成するため校区内の自治会・町内会(以下自治会という)と専門部活動に参加する委員をもって組織する。 (2)本会を脱退する校区内の自治会・町内会はすべての諸活動から除外されるものとする。(民生・福祉活動は除く)
(活動) 第5条	本会は、目的を達成するために次の活動を行う。 (1) 校区内の自治会の連絡調整に関すること。 (2) 専門部活動に関すること。 ① 社会福祉の増進に関すること。 ② 青少年の健全育成に関すること。 ③ スポーツ・レクレーション活動に関すること。 ④ 交通安全・防犯・防災に関すること。 ⑤ 環境美化に関すること。 ⑥ 社会層別組織、サークル活動に関すること。 ⑦ その他、地域にかかわる活動に関すること。 (3) 会報等の発行に関すること。 (4) 各種団体との連絡調整に関すること。 (5) 行政等関係機関との連絡調整に関すること。 (6) その他、目的達成に必要な活動に関すること。
(役員の種類) 第6条	本会に次の各号に掲げる役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 書記 1名 (4) 会計 1名 (5) 会計監査 2名 (6) 自治会部会長 1名 (7) 専門部会長 各1名 (8) 小学校長 1名 教頭 1名

(役員の選出) 第7条	<p>1 会長は、自治会長の互選による選出を基本とし、総会において承認を受ける。その場合、会長は自治会部会長を兼務する。</p> <p>1-2 但し会長選出に関して、自治会長の互選による選出が不可能な場合は、過去自治会長経験者の中から現自治会長の推薦により選出し、総会（決算総会又は予算総会）において承認を受ける。その場合、会長は、自治会部会長を兼務する。</p> <p>2 副会長、書記、会計、会計監査、は会長が指名し、総会において承認を受ける。</p> <p>3 専門部会長は各専門部会の中から選出する。</p> <p>4 特別役員として相談役を置くことができる。相談役は会長が選出し総会において承認を受け、事業及び諸活動に対して意見聴集を任意に聞く諮詢機関として設置、組織は役員として登録する。</p>
(役員の任務) 第8条	<p>役員の任務は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し全ての業務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。</p> <p>(3) 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。</p> <p>(4) 会計は、本会の会計事務を取り扱う。</p> <p>(5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において報告を行う。</p> <p>(6) 自治会部会長は、自治会を代表し総括する。</p> <p>(7) 専門部会長は、専門部会を代表し総括する。</p>
(役員の任期) 第9条	<p>1 役員の任期は2年とする。再任は認める</p> <p>2 前条各号に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することが出来る。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p>
(会議) 第10条	<p>1 本会の会議は、総会・役員会・自治会部会・専門部会とする。</p> <p>2 会議は、構成員の二分の一の出席を持って成立する。ただし、やむをえない事情で出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に加えられる。</p> <p>3 会議における議決は、合意を基本とするが、決しがたい場合は出席者の過半数の賛成による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。</p>
(会議の場所) 第11条	<p>1 会議開催場所は原則として、会議を主催する会長もしくは部会長の所属する自治会の集会所等の施設で開催するものとするが、磯島小学校の施設、他の自治会の施設を使用することが出来る。</p>

	<p>2 施設の使用に当たっては、当該施設の管理規定に基づき事前に申し込み手続きの上、磯島校区コミュニティ協議会の会計もしくは、部会の活動費より所定の使用料（光熱費含む）を支払うものとする。</p>
(総会) 第 12 条	<p>1 総会は、本会を組織する自治会長、役員、及び各専門部会の代表者及び、校区各種団体代表者をもって構成し、次の事項を審議し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の基本的な活動の計画。 (2) 会則の改廃。 (3) 役員の選任。 (4) 決算及び事業報告。 (5) 予算及び事業計画。 (6) その他議決が必要であると認める事項。 <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p>
(役員会) 第 13 条	<p>1 役員会は、第 6 条の役員をもって構成する。</p> <p>2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、総会の議決事項に従い執行するとともに、緊急事項を処理する。</p>
(自治会部会) 第 14 条	<p>1 自治会部会は、各自治会をもって構成する。</p> <p>2 自治会部会は、必要に応じ自治会部会長が召集し、校区内の諸問題や自治会相互の協力事項等について協議する。</p>
(防災会) 第 15 条	<p>1. 本校区内に、磯島校区防災会を設ける。</p> <p>2. 本防災会は、「磯島校区防災会規約」に基づき運営する。</p>
(専門部会) 第 16 条	<p>1 専門部会に第 5 条 2 項の活動を達成するために、次の専門部を設け、各専門部に部会長を置く。また、役員会が必要と認めたときは、臨時の専門部を設けることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉部会 (2) 広報部会 (3) 青少年部会 ※(地域部会) (4) 体育部会 (5) 交通対策部会 (6) 防犯部会 (7) 環境部会 (臨) いそっ子クラブ H23 <p>2 各専門部会の組織については、専門部会長が編成するものとする。</p> <p>3 各専門部会については、必要に応じ専門部会長が召集し、行事や課題について処理する。また、その内容をコミュニティ協議会会长に報告する。</p>

(会計) 第17条	<p>1. 本会の経費は、次の収入により運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 分担金 (2) 補助金 (3) 寄付金 (4) その他 <p>2 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。</p>
(慶弔関係) 第18条	<p>(弔事)</p> <p>任期中の役員及びその配偶者の訃報があった時は香典として一律金一万円をお供えする。</p> <p>但し香典辞退の場合は控えるものとする</p>
(会計監査) 第19条	会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。
(付則) 第20条	<p>本会は、平成14年4月1日より施行する。</p> <p>平成22年5月7日一部改正</p> <p>平成26年5月16日一部改正</p> <p>平成27年5月8日一部改正</p> <p>平成28年5月13日一部改正</p> <p>平成29年3月31日一部改正</p>